

令和5年6月
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

令和5年6月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和5年6月1日（木）午後2時00分開議
- 2 場 所 市川市役所第2庁舎 大会議室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会議成立の宣言
 - 3 議事日程の決定
 - 4 議案第14号 市川市スポーツ推進審議会委員の委嘱に関する意見の申出について
議案第15号 市川市子ども・子育て会議委員の委嘱に関する意見の申出について
議案第16号 市川市教育振興審議会委員の委嘱について
議案第17号 令和4年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等について
議案第18号 市川市公民館運営審議会委員の委嘱について
議案第19号 市川市博物館協議会委員の任命について
議案第20号 市川市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について
議案第21号 市川市学校環境基本計画の改定について
議案第22号 市川市少年補導員の解嘱及び委嘱について
議案第23号 市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について
 - 5 報告第12号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第2号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について
報告第13号 令和5年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦に関する臨時代理の報告について
報告第14号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について
 - 6 その他
 - 7 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第14号 市川市スポーツ推進審議会委員の委嘱に関する意見の申出について
議案第15号 市川市子ども・子育て会議委員の委嘱に関する意見の申出について
議案第16号 市川市教育振興審議会委員の委嘱について

- 議案第17号 令和4年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等について
- 議案第18号 市川市公民館運営審議会委員の委嘱について
- 議案第19号 市川市博物館協議会委員の任命について
- 議案第20号 市川市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について
- 議案第21号 市川市学校環境基本計画の改定について
- 議案第22号 市川市少年補導員の解嘱及び委嘱について
- 議案第23号 市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について
- 2 報告第12号 令和5年度市川市一般会計補正予算（第2号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について
- 報告第13号 令和5年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦に関する臨時代理の報告について
- 報告第14号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について
- 3 その他（1） 令和5年度における教科書展示会について
- その他（2） 令和5年度市川市奨学生応募・決定の状況について

5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	山元	幸惠
委員	島田	由紀子
委員	大高	究
委員	広瀬	由紀
委員	田中	大介

6 出席職員、職・氏名

教育次長	小倉	貴志
生涯学習部長	板垣	道佳
生涯学習部次長	後藤	貴志
学校教育部長	藤井	義康
学校教育部次長	池田	淳一
教育総務課長	樋口	智昭
教育施設課長	小山松	健
青少年育成課長	三浦	将之
社会教育課長	宮本	隆之
中央図書館長	安永	崇
考古博物館長	杉山	元明
義務教育課長	城戸	三郎
学校環境調整課長	小笠原	勝海

指導課長	富永	香羊子
就学支援課長	日暮	真司
保健体育課長	関原	一久
学校地域連携推進課長	榎本	弘美
教育センター所長	横田	礼名
スポーツ部スポーツ計画課長	櫻井	千里
こども部こども家庭支援課長	宮崎	美穂

7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	須志原	みゆき
//	副主幹	岩瀬	絢子
//	主 査	木下	堯

○教育長

それでは、ただ今から、令和5年6月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立しております。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。なお、本日の会議におきましては、追加議案が1件ございます。本日の審議案件は、追加議案を含む、議案10件、報告3件、その他2件でございます。日程に従い議事を進めます。本日の議事のうち、報告第13号「令和5年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の推薦に関する臨時代理の報告について」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、議事を公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。非公開とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○教育長

ありがとうございます。挙手全員であります。よって、この議案につきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第8項の規定により討論を行わず、公開しないことといたします。なお、非公開の議事については、公開案件がすべて終了してから行うものとします。

それでは、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、島田由紀子委員、広瀬由紀委員を指名いたします。よろしく願いいたします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、山元幸恵委員を指名いたします。山元幸恵委員、お願いいたします。

○山元幸恵委員

かしこまりました。それでは、「議案」に入ります。議案第14号「市川市スポーツ推進審議会委員の委嘱に関する意見の申出について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案第14号「市川市スポーツ推進審議会委員の委嘱に関する意見の申出について」ご説明させていただきます。議案の1ページをご覧ください。現在、令和4年11月1日から令和6年10月31日までの2年間で任期として委嘱している委員のうち、関係行政機関の職員である千葉県小中学校体育連盟市川・浦安支部の委員長が改選されたため、市長が新たに委員を委嘱することについて、ご意見を伺うものであります。議案の3ページをご覧ください。関係行政機関である千葉県小中学校体育連盟市川・浦安支部の改選後の委員長である猪又雅広氏を、新たに委員として委嘱したいとのことでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第14号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第15号「市川市子ども・子育て会議委員の委嘱に関する意見の申出について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案第15号「市川市子ども・子育て会議委員の委嘱に関する意見の申出について」ご説明させていただきます。議案の5ページをご覧ください。市川市子ども・子育て会議委員について、市川市子ども・子育て会議条例第4条第1項の規定に基づき、市長が新たに委員を委嘱することについて、ご意見を伺うものであります。議案の7ページをご覧ください。今回、第5期の委員が本年6月30日をもって任期満了となることから、第6期の委員を委嘱したいとのことでございます。任期は、令和5年7月1日から令和7年6月30日までの2年間とし、「学識経験のある者」、「関係団体の推薦を受けた者」、「子ども・子育て支援に関する事業に従事する者」、「子どもの保護者」、「市民」の5つの区分より選出を行い、合計15名で構成するとのことでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第15号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。スポーツ計画課長及び子ども家庭支援課長におかれましては、このあと他の公務があると伺っております。どうぞご退席ください。

次に、議案第16号「市川市教育振興審議会委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案第16号「市川市教育振興審議会委員の委嘱について」ご説明させていただきます。議案の9ページ、10ページをご覧ください。本審議会委員につきまして、令和5年5月定例教育委員会において、地域における教育の向上に資する活動をされている第4号委員1名の解嘱を、議決いただきました。今回は、その後任の委員といたしまして、統括的な地域学校協働活動推進員である神

野和江氏を委嘱したく、提案させていただくものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第16号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第17号「令和4年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案第17号「令和4年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価等について」ご説明いたします。議案の11ページをお願いいたします。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和4年度の教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表する必要があるため、ご審議をお願いするものでございます。

はじめに、これまでの経過をご報告いたします。お手元の「別冊1 点検・評価報告書」の1ページをお願いいたします。下の方の4の「経過」をご覧ください。点検・評価報告書につきましては、5月の定例教育委員会において、ご審議いただき、市川市教育振興審議会への諮問を決定した後、先月、市川市教育振興審議会にて2回にわたり会議を開き、調査審議を実施し、同審議会より答申をいただきました。同審議会におけるご意見を踏まえて一部修正し作成したものが、こちらの別冊1でございます。

次に、答申内容についてご説明いたします。後ろから2枚目の106ページ、答申書の1ページをお願いいたします。審議会における審議の結果として、「教育委員会が行った点検及び評価は、妥当である」との答申をいただきました。ただし、2点のご意見をいただいております。1点目は、「教育委員会の『点検・評価報告書』の記載に当たっては、市民への説明責任を果たし、本市教育の一層の推進を図るため、分かりやすく、丁寧に記載することに努められたい。」とのご意見をいただきました。2点目は、「当審議会において出された意見については、今後の市川市の教育の発展・充実のためにさらに生かしていただきたい。」とのご意見をいただきました。続きまして、107ページをお願いいたします。ここでは、令和5年5月12日の諮問から、同月22日の答申に至るまでの審議経過が記載されております。以上が、答申内容でございます。続きまして、審議会でもいただきましたご意見を踏まえ、点検・評価報告書(案)に反映し修正させていただいた箇所がございます

ので、主なものをご説明いたします。

27ページをお願いいたします。「学校間の連携の推進」でございます。ここでは、「成果指標21、参考指標5ともに数値が下がっているにもかかわらず評価を○（しろまる）にするのであれば、取組実績などで説明を補う必要があるのではないか」とのご意見をいただきました。そこで、評価の理由欄の2行目から4行目に、「取組は増えているものの数値が下落しているのは、回答者がコロナ禍前と比べて取組ができていないと考えて回答したことによるものである」という趣旨の記載を追加いたしました。

続きまして、35ページをお願いいたします。「地域や企業との連携推進」でございます。ここでは、「主な事業とされている学習支援推進事業が、『取組の実績』欄や『今後の方向性』欄で触れられていないため、記載する必要があるのではないか。」とのご意見をいただきました。そこで、取組の実績の2つ目といたしまして、「学習支援推進事業では、地域人材の協力を得ることにより、児童生徒の学習効果を高め、地域とともにある学校づくりを進めた。」という一文を追加するとともに、今後の方向性の1つ目といたしまして、「指標31の中学校の数値については、コロナ禍において、緊張が高まったり緩やかになったりした状況がいくらか影響しているものと思われる。現在のところ、コロナ禍前の状況には残念ながら回復していない。中学校の職場体験等は、事業所の協力が不可欠である。今後、生徒の活動にかかる制限がなくなり、活動しやすくなることが考えられる。単にコロナ禍前の活動を再開するのではなく、地域や企業との連携推進を意識して進めていく。」という段落を追加いたしました。

続きまして、同じく35ページで、もう1つご意見をいただきました。「一番下の成果指標31において中学校の数値が下がっているのに、評価を○（しろまる）にするのであれば、その理由を評価の理由欄に記載する必要があるのではないか。」とのご意見でございます。そこで、評価の理由欄に、成果指標31の中学校の数値のみが下がっているのは、「コロナ禍において、緊張が高まったり緩やかになったりしたことが影響している。」ことを付記いたしました。

同じく、成果指標31を引用している40ページをお願いいたします。こちらも、「左上の成果指標31の中学校の数値が下がっておりますので評価を○（しろまる）にするのであれば、言葉を補う必要があるのではないか。」とのご意見をいただきました。そこで、39ページの主な事業・取組の実績欄に、取組実績の3つ目といたしまして「第二中学校ブロックの取組では、地域の宝である子どもたちの交通安全の見守り活動により、地域住民が『みまもりたい』を組織してつながったり、信号機設置に向けた運動に住民が取り組んだり、地域の病院やホームセンターなどの企業にも取組が広がり、地域の活性化に貢献した。この取組は、令和4年度の文部科学大臣表彰にもつながった。」という段落を追加いたしました。この部分は、評価の理由欄の3行目の「独自で複数回研修を開催するなど」の「など」に含まれるものと捉え、取組の実績の追加に伴う評価の理由欄の修正は行っておりません。以上が、審議会でのご意見を踏まえた報告書案の修正の説明でございます。

最後に、今後の予定でございますが、本日、本案のご承認をいただけましたら、

点検・評価報告書を市議会へ提出するとともに、市公式webサイトにて市民に公表してまいります。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。それでは、広瀬委員お願いいたします。

○広瀬由紀委員

ご説明ありがとうございました。先ほどご説明いただいた成果指標の31のところで、小学校はそこまで下がっていないのに、なぜ中学校だけがこれだけ下がったのか、教育委員会ではどのように分析されているのか、聞かせていただければと思います。

○教育総務課長

教育総務課長です。今後の方向性の欄に、評価の理由欄にも記載させていただきましたが、コロナ禍において緊張が高まったり緩やかになったりした状況が、取組の実績は増えているものの、回答に当たっては、コロナ禍前よりもできていないという評価をとなり、このような数値になったと考えております。以上でございます。

○山元幸恵委員

という説明でしたけれども、小学校と中学校でなぜ違うのかということについての回答という点ではいかがでしょうか。再度お答えをお願いしてもよろしいでしょうか。

○教育総務課長

教育総務課長です。推測になりますが、小学校の数が38校に対して、中学校が15校と少ないため、回答数の割合というところから差が出てきたのではないかと考えております。以上でございます。

○山元幸恵委員

という説明ですけれども、広瀬委員いかがでしょうか。

○広瀬由紀委員

校数の違いによって割合が変わるということで、そういうことなのかと感じました。数値的に見ると、どんどん離れていっているので、市民の視点から見るとなんでだろうと疑問に思いましたので、その辺りも市民の方にきちんと説明できるようになっていればと感じました。以上です。

○山元幸恵委員

というご意見が出されましたけれども、これについてはいかがでしょうか。

○教育総務課長

教育総務課長です。もう少し確認をいたしまして、きちんと説明できるように対応してまいりたいと思います。以上です。

○山元幸恵委員

ご指摘を受けたときに、的確に回答できる準備を進めていただければということで、広瀬委員もよろしいでしょうか。ほかにご質問ございますでしょうか。どうぞ、広瀬委員お願いいたします。

○**広瀬由紀委員**

質問ではないのですけれども、10ページのところに、教育総務課調査の中で特別支援学校と学級の児童生徒さんも質問のご対象にされたという文言が書かれていて、以前点検・評価の時に、そういった趣旨の質問をさせていただいたこともあったので、ここの記載は今年度からでしょうか。それとも昨年度までもあったでしょうか。記憶が定かでないので、もし今年度から記載されているのであれば、とても嬉しいなと思った次第です。

○**教育総務課長**

教育総務課長です。昨年度も記載させていただいております。

○**広瀬由紀委員**

そうですね。単純に思い違いでした。失礼しました。

○**山元幸恵委員**

それでは、その点はよろしいでしょうか。ほかに質疑はございますでしょうか。それではほかに質疑がないようですので、議案第17号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○**山元幸恵委員**

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第18号「市川市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○**社会教育課長**

社会教育課長です。議案第18号「市川市公民館運営審議会委員の委嘱について」その内容について、ご説明いたします。議案の13ページをご覧ください。公民館運営審議会は公民館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するもので、社会教育法第29条に基づき市川市公民館の設置及び管理に関する条例第13条第1項に規定されております。本案は、市川市公民館の設置及び管理に関する条例第13条第3項に定められた2年間の任期が、本年6月5日をもって満了となることから、委員10名の委嘱を提案させていただくものです。新たな任期につきましては、令和5年6月6日から令和7年6月5日までの2年間となります。委嘱する委員は14ページのとおりです。説明は以上となります。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○**山元幸恵委員**

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第18号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○**山元幸恵委員**

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第19号「市川市博物館協議会委員の任命について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○**考古博物館長**

考古博物館長です。議案第19号「市川市博物館協議会委員の任命について」ご説明いたします。議案15ページ及び16ページをお願いいたします。この度、委員の任期が本年7月4日で満了となりますことから、市川市立博物館の設置及び管理に関する条例第10条第2項の規定に基づき、新たな委員を16ページにお示しました名簿のとおり任命いたしたく、教育委員会の議決を求めるものでございます。委員は、再任が11名、新任が4名となり、任期は、本年7月5日から令和7年7月4日までの2年間となります。以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○**山元幸恵委員**

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第19号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○**山元幸恵委員**

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第20号「市川市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○**義務教育課長**

義務教育課長です。議案第20号「市川市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について」ご説明いたします。議案の17ページをご覧ください。本年6月3日をもって任期満了となる委員について、市川市いじめ問題対策連絡協議会等条例第10条第1項の規定に基づき、新たに委員を委嘱する必要があります。議案の18ページをご覧ください。委嘱委員一覧のとおり、学識経験のある者5名を委員として委嘱してよろしいか伺います。説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○**山元幸恵委員**

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。質疑がないようですので、議案第20号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○**山元幸恵委員**

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第21号「市川市学校環境基本計画の改定について」を議題といたします。それでは、

提案理由の説明を求めます。

○学校環境調整課長

学校環境調整課長です。議案第21号「市川市学校環境基本計画の改定について」ご説明いたします。恐れ入りますが、議案の19ページをお願いいたします。公共施設の再編・再整備の方針等を定めた公共施設個別計画の改定に伴い、当該計画と整合性を図ることなどのため、市川市学校環境基本計画を改定する必要があることから、提案するものです。続きまして、概要についてご説明いたします。議案の20ページをお願いいたします。学校環境基本計画改定のポイントに沿ってご説明いたします。また、別冊2として、学校環境基本計画の改定案をお付けしておりますので、恐れ入りますが、併せてご確認をお願いいたします。

はじめに、将来人口推計についてです。別冊2では、16ページとなります。平成27年度に実施した将来人口推計では、平成27年度と比べ、令和12年度の年少人口は約20%減少することが見込まれていました。一方、令和3年度に実施した、直近の将来人口推計では、平成27年度と令和12年度の年少人口について、横ばいで推移するという結果となりました。これを受け、年少人口の推計について、見直しを行うものです。

次に、これからの学校施設に充実すべき機能です。別冊2では、40ページ、41ページとなります。近年の社会情勢の変化や、市民ニーズを踏まえ、「ICTの活用による、教育の変化に対応できる施設整備」「カーボンニュートラルに向けた施設」「学校開放による身近なスポーツ施設」といった機能を追記いたしました。次に、建替えの順位付けと、スケジュールについてです。別冊2では、43ページと45ページとなります。公共施設個別計画や、宮田小学校の建替えの検討実績を踏まえ、建替え方法や順位付け等を見直しました。具体的には、建替え方法について、築年数に応じた部分建替えを原則としていましたが、最適な配置を実現するため、原則、校舎や体育館など、敷地にある全ての建物を建替えることとしました。なお、配置に影響がない場合は、部分建替えにも対応できるようにしています。次に、建替え順位については、原則、築年数を踏まえて決定することとしました。なお、現在、東国分爽風学園と信篤三つ葉学園で実施している、小中一貫型小学校・中学校の、将来の学校形態について、一体型の義務教育学校の設置が決定した場合には、対応できるよう進めることとしています。そして、建替えの期間については、宮田小学校の建替え検討の実績を踏まえ、準備2年、設計2年、建設3年の合計7年間としました。

最後にスケジュールです。公共施設個別計画における、見直しのポイントでもある、建替えスケジュールについては、財政の平準化のため、公共施設全体の年度間調整を行い、決定することとし、計画期間の最終年にあたる令和12年までのスケジュールを下の表のとおりとしました。恐れ入りますが、議案の21ページをお願いいたします。既存施設への対応です。別冊2では、46ページとなります。スケジュールの見直しによって、建替えが後ろ倒しになったことを踏まえ、建築基準法第12条に基づく定期報告等の結果を基に、安全対策を講じることを加えております。次に学校施設整備に関する目標です。別冊2では、47ページとなります。建替えスケジュールの見直しを踏まえ、目標1「計画的な学校施設の整備」と目標3

「安全、安心で質の高い学校施設の整備」の数値目標である、学校数を再設定しました。また、将来人口推計の結果を踏まえ、目標2「最適な学校施設の整備」については、具体的な面積の削減目標は設けず、「規模の適正化を図ることで、最適な学校施設を実現する」ことを目標として設定しました。次に附属施設の共同化です。別冊2では、48ページ、49ページとなります。こちらでは、附属施設の共同化の給食室に関する記載を本編から削除することとしました。これは、想定していた規模の給食センターの設置が難しい現状や自校給食が改めて評価されており、給食センター方式の給食に関係者からの理解が得られていない状況を踏まえ、附属施設の共同化を目的とした給食センターの検討については本編から削除し、元の整理に、検討結果を追記した上で、資料編に残すこととしたものです。最後に、通学区域の見直しについてです。別冊2では、51ページ、52ページとなります。令和4年8月に策定しました「通学区域の見直しに関する方針」の内容を追記いたしました。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○山元幸恵委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。広瀬委員お願いいたします。

○広瀬由紀委員

ご説明ありがとうございました。感想なのですが、別冊2の40ページにある「学校施設の整備」のところで、これからそういった整備が始まるのだなど、とてもわくわくしながら伺いました。流行りかとも思うのですが、(2)のところで施設機能の例として書かれているのが、オープンスペースですとか交流スペースといった、どちらかというとな開放的な空間がいろいろなところでも取り入れられているということもあるかと思うのですが、一方でそういった開放空間が苦手なお子さんもいらっしゃるはずで、そういった部分にも目を向けていただきながら一人一人のニーズに合う学校施設をぜひ探究していただきたいと感じました。以上です。

○山元幸恵委員

一つの要望ということだと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○学校環境調整課長

学校環境調整課長です。オープンスペースにつきましては、宮田小学校の基本構想・基本計画を策定したところなのですが、その中で、千葉大学の先生などからもご意見をいただきながら、今までのような廊下と教室が完全に一体となるオープンスペースというよりは、教室を少し広めに設けまして、その中を、例えば可動式のロッカーなどで間仕切りすることで、個別最適な学びを実現するといったオープンスペースを考えたらどうだろうかというご意見をいただいているなかで、このような表記になっております。確かに、ご意見をいただいたとおり広いスペースが苦手なお子さんもいらっしゃると思いますので、うまく分けができるような教室を展開できればと考えております。以上でございます。

○山元幸恵委員

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。島田委員お願いします。

○島田由紀子委員

ご説明ありがとうございます。50ページのところにあります「学校施設の複合化」についてなのですが、まだ先の計画で具体的ではないと思うのですが、児童福祉施設や高齢者福祉施設、それから図書館などが複合的に一つの敷地内に集まるということは、子どもたちにとっても様々な方との交流も考えられ、とても期待される場所だと思います。一方で、安全面ということになりますと、特に図書館など複数の幅広い方が利用される所と児童福祉施設など子どもが関わる施設が一緒になることについての安全面について、何か今の時点で考えていらっしゃることや決まっていることがありましたら教えてください。お願いいたします。

○学校環境調整課長

学校環境調整課長です。学校施設の複合化につきましては、先進事例として、市川市では第七中学校がございまして、この中では、児童福祉施設と高齢者福祉施設が中学校と共存しており、I&Iというイベント開催もできるスペースも併設されておりますけれども、動線を切り分けた形で施設が整備されております。ただ一方で避難訓練は合同で行う必要があるため、交流を図りながらも日常的な動線は分けるというような取組をしておりますので、そのような先進事例を参考にしながら今後の建替えを進めていくものと考えております。以上でございます。

○山元幸恵委員

以上、説明は終わりましたけれども、よろしいでしょうか。

○島田由紀子委員

はい。ありがとうございます。

○山元幸恵委員

ほかに質問はよろしいでしょうか。それでは、私からも2点ほどお願いいたします。まず1点目ですが、議案の21ページ参考資料のところに出てくるのですが、当初よりも子どもの数は減らない、だから削減目標20%は設けない、その代わりに「規模の適正化を図ることで、最適な学校施設を実現する」というように書かれています。この規模の適正化を図るといのは、具体的にどのような考えなのでしょうか。

○学校環境調整課長

学校環境調整課長です。将来人口推計がもたになるということが一つあると思いますけれども、もう一つの考え方として、各小学校、中学校における適正規模の考え方があると思います。12クラスから18クラスまでというような枠もあるかと思っておりますので、そういった適正規模をかなり下回る学校については、例えば東国分爽風学園や信篤三つ葉学園で取組をしております、将来的には、こちらも施設一体型の義務教育学校を目指していくということもありますけれども、過小規模校については、それが課題とならないような学校間の取組ですとか、そういうような形の中で対応していく、規模の適正化を図っていくことを考えております。

○山元幸恵委員

わかりました。そういった工夫の中で適正化を図っていききたいということですね。それでは、もう1点お願いいたします。「付属施設の共同化」ということで、

給食センターの設置については、今回白紙に戻すということだったと思うのですが、これからこのように学校施設の建替えが進む中で給食を確保していかななくてはならないという問題があって、これも大きな一つの課題だったと思います。これについては、どのように進める予定なのでしょうか。

○学校環境調整課長

学校環境調整課長です。今回、学校環境基本計画の本編から削除したのは、「付属施設の共同化」いわゆる給食室を統合して給食センターから配食するという考えを一回止めるという意味合いです。学校建替え中の配食の課題というのは残っておりますので、そのための給食センターは選択肢として残して検討していく必要があると考えております。以上でございます。

○山元幸恵委員

それについては継続して考えていくということですのでよろしいですね。わかりました。私からは以上です。ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。では、議案第21号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、議案第22号「市川市少年補導員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育センター所長

教育センター所長です。議案第22号「市川市少年補導員の解嘱及び委嘱について」ご説明いたします。議案の23ページから25ページをご覧ください。市川市少年補導員より、辞職願の届けがありました第1号委員PTA会員9名及び第4号委員民間有識者7名合計16名を解嘱するとともに、市川市少年センター設置条例第9条第2項及び同条例施行規則第4条の規定に基づき、関係機関から推薦のあった16名を少年補導員として委嘱したいので、教育委員会の議決を求めるところでございます。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第22号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。次に、追加になっております議案第23号「市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案第23号「市川市幼児教育振興審議会委員の解嘱及び委嘱について」ご説明させていただきます。追加議案の、1ページ、2ページをお願いいたします。本審議会につきましては、幼児教育の振興充実について、市長又は教育委員会の諮問に応じ、調査、審議をさせていただいているところでございます。この度、本審議会委員のうち、第1号委員である石原みさ子委員から、令和5年4月28日付けで、辞任の申出がありましたことから、当該委員の解嘱と新たな委員の委嘱について提案させていただくものでございます。後任の委員といたしまして、令和5年5月18日付けで市川市議会議長から推薦をいただいた市川市議会議員川畑いつこ氏を委嘱したいと考えております。なお、ご承認をいただきました場合、石原委員の解嘱日は本日6月1日、後任の川畑氏の任期は、明日6月2日から、前任者の残任期間である令和5年7月6日までとなります。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第23号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○山元幸恵委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして「報告」に入ります。報告第12号「令和5年度市川市一般会計補正予算（第2号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。別冊3の1ページをお願いいたします。報告第12号「令和5年度市川市一般会計補正予算（第2号）（うち教育に関する事務に係る部分）に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。別冊3の2ページ、3ページをお願いいたします。予算案のうち教育事務に係る部分については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、地方公共団体の長は教育委員会の意見を聴かなければならないとされていることから、この度、市長から令和5年度市川市一般会計補正予算（第2号）のうち、教育に関する事務に係る部分について意見を求められました。しかしながら、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、教育長が令和5年5月24日に臨時に代理し、意見を求められた市議会提出議案について異議のないものとして、同日付けで市長へ回答いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告いたします。

別冊3の4ページをお願いいたします。「1. 歳入歳出予算補正」の教育費歳出について、ご説明いたします。第11款・教育費、第6項・社会教育費、第1目・社会教育総務費です。第7節・報償費におきまして、二十歳の集い、いわゆる成人式に

ついて、新型コロナウイルス感染症に対する制限が前年度までと比べて大幅に緩和され、昨年度よりも多くの来場者が見込まれることから、来場者にお渡しする記念品の数量を増やすため報償品10万円を増額するものでございます。また、第12節・委託料におきましても、同様に昨年度よりも多くの来場者が見込まれることから、すべての来場者が入場できるよう午前・午後の二部制とするため、警備費等として委託料140万円を増額するものでございます。以上、歳出につきましては、合計で150万円の増額を求めるもので、今回の補正により、補正後の教育費の合計額は、146億350万円となります。説明は以上でございます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第12号を終了いたします。次に、報告第14号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○学校地域連携推進課長

学校地域連携推進課長です。報告第14号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。議案の27ページから30ページをご覧ください。大柏小学校、北方小学校そして第六中学校の学校運営協議会委員につきまして、辞任の申出があった委員の解任と新たな委員の任命を行う必要がございましたが、6月の定例教育委員会以前に学校運営協議会が開催され、先ほどご説明がありました報告第12号と同様に、異議のないものとして、教育長が臨時代理いたしましたので、本日、ご報告をさせていただきます。報告の説明は以上となります。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないようですので、報告第14号を終了いたします。続きまして「その他」に入ります。その他(1)「令和5年度における教科書展示会について」を説明してください。

○指導課長

指導課長です。「令和5年度における教科書展示会について」ご説明いたします。議案のその他(1)31ページをご覧ください。令和5年度の教科書展示会は、現在使用している小・中学校・特別支援学校用の教科書及び令和6年度使用の小学校用教科書、特別支援学校用教科書の教科書見本を展示する予定となっております。展示会の期間は、第1回が6月16日から7月2日まで、第2回が7月10日から同月14日まで、第3回が7月21日から8月31日までとなっております。場所は第1回及び第3回は生涯学習センター3階の市川市文学ミュージアム資料室です。また、より多くの方に見ていただくことができるよう、南行徳市民談話室を会場として、第2回展示会を行うこととしております。なお、教科書展示は市民から早期に行うよう求めがあるため、教科書会社の見本本が整い次第、特別展示として、第1回展示会に先立ち、同じ場所で数日間早目に展示する可能性があることを申し添えます。以上でございます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないよ

うですので、その他(1)を終了といたします。次に、その他(2)「令和5年度市川市奨学生応募・決定の状況について」を説明してください。

○就学支援課長

就学支援課長です。その他(2)「令和5年度市川市奨学生応募・決定の状況について」、ご説明いたします。議案の33ページをご覧ください。令和5年度市川市奨学生選考委員会を5月25日(木)に開催し、奨学生の選考について答申を受け決定しましたのでご報告いたします。はじめに、奨学資金制度の概要についてご説明いたします。本制度の目的は、学力が優良でありながら、経済的な理由等により高等学校又は高等専門学校への修学が困難な方に対しまして、奨学資金を支給することにより、教育の機会均等を図るものです。今年度の応募状況ですが、表の応募者数をご覧ください。国公立88人、私立92人、合計180人で、昨年度より応募者が5人増加しました。奨学生の人数は、市川市奨学資金条例第3条で「毎年度予算の範囲内で定める」と規定されております。今年度は予算を超える応募があったことから、市川市奨学生選考委員会において、予算の範囲内に収まるように学力や家計の状況等を総合的に勘案し、ご審議いただいた結果、基準を満たした130人を奨学生として選考する、との答申を受けました。この答申に基づき奨学生を決定した結果、予算額1,890万円に対して1,886万4千円を支給することとなりました。また、辞退者が生じた場合の補欠者として5人を決定し、不支給決定者は45人となります。このうち、成績要件や、家計の基準を満たさなかった方が16人、基準を満たしているが、予算の制約で支給できない方が29人となり、辞退者が5人以上の場合には、不支給決定者のうち、生活困窮度の高い方を優先し、繰り上げて支給者を決定する予定です。補欠者及び不支給決定者については、7月頃から募集を行う千葉県奨学のための給付金や、10月頃に募集を行う無利子での貸付である千葉県奨学資金等の制度をご案内致します。説明は以上です。

○山元幸恵委員

以上で説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。私から1点。これで3年連続同じ質問になりますが、先ほどご説明がありましたとおり、不支給決定者のうち29人については、成績、家庭状況等においては資格としては十分支給の対象であるけれども、予算がないため支払えないという説明だったと思います。昨年度もそうだったと思うのですけれども、もちろん予算には限界があるのは承知しておりますが、やはり奨学金という制度は、今の社会情勢の中、特に教育格差の問題が大きくクローズアップされる中では、たとえ少額であっても1人でも2人でも救済していくという立場に立って考えるべきものと私は考えています。それについて、ぜひ今後、さらに検討する余地はないかご検討いただきたいというのが私の要望でございます。

○就学支援課長

就学支援課長です。昨年、また一昨年、コロナや物価高騰という要因もありまして、財源となる基金の関係で、大畑恣先生のご遺族の方や財政部と協議いたしまして、増額補正をすることで対象者を結果として増やしましたが、議会で議決された予算内で奨学生を決定すべきものということで今回こういった形にはなっております。基金残高も減少しておりますので、とは言っても委員がおっしゃ

るように1人でも多くの方に支給していきたいという考えを持っておりま
すので、今後どういった対応ができるか慎重に検討したいと思いま
す。

○山元幸恵委員

それでは、ぜひご検討いただくことをお願いしたいと思います。私からは以上
です。それでは、以上でその他(2)を終了いたします。続きまして、非公開の議
事に入ります。教育長、お願いいたします。

○教育長

かしこまりました。それでは、報告第13号の審議に入りますが、市川市教育委
員会会議規則第10条の規定により、教育次長、各部部長・次長、指導課長、教育
総務課長以外の方は退席してください。これにて、暫時休憩といたします。

【暫時休憩 指定職員以外退席】
（「別冊4：報告第13号」配付）

○教育長

それでは、議事を再開いたします。山元幸恵委員、お願いいたします。

○山元幸恵委員

議事を再開いたします。報告第13号「令和5年度教科用図書葛南西部採択地区
協議会委員の推薦に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○指導課長

指導課長です。報告第13号「令和5年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員
の推薦に関する臨時代理の報告について」ご説明いたします。別冊報告の1ページ
をご覧ください。令和5年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員のうち、5月
の定例教育委員会において未決定でありました保護者等の代表1名について、別
紙のとおり提案し、異議ないものとして、先ほどご説明いたしました報告第12号
と同様に教育長が臨時代理いたしましたので、ご報告いたします。以上でござい
ます。

○山元幸恵委員

説明は終わりましたが、ご質問・ご意見はございますでしょうか。特にないよ
うですので、報告第13号を終了いたします。それでは、お配りいたしました議案
の別冊4につきましては、回収させていただきます。

（「別冊4：報告第13号」回収）

○山元幸恵委員

本日予定しておりました議案の審議はこれで終了いたしました。それでは、教
育長お願いいたします。

○教育長

それでは、退席しておりました職員を入室させますので、しばらくお待ちくださ
い。

【職員 再入室】

○教育長

それでは、これをもちまして、令和5年6月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時5分閉会)